

季節労働者の皆さまへ

平成29年度通年雇用促進支援事業(厚生労働省委託事業)

受講料
全額助成

技能講習

受講者募集

南檜山地域にお住いの季節労働者の皆様に、技能講習をご案内します。

季節労働者の方で通年で雇用されるために資格取得を必要としている方に対し、このたびの技能講習では講習料全額を助成します(交通費、宿泊費等の経費は別)。

※左記「受講料助成の条件」に当てはまる方のみが助成対象となります。

受講料助成の条件

江差町・上ノ国町・乙部町・厚沢部町・奥尻町に在住の方(住民登録している)で、現在季節労働者として雇用されている方もしくは、以前に季節労働者として雇用されていて平成29年4月1日以降に離職された方。

申込方法

まずは下記事務局までお問い合わせください。受講対象者となるか確認させていただきます。対象者と確認できた場合はその後、受講申込書をお渡します。添付書類①②とともに事務局へ提出してください。



①身分証明書(運転免許証・健康保険証など)

②受講対象者(季節労働者)と確認できるもの

※雇用保険被保険者証など

在職中と離職中では確認書類が違いますので、お問い合わせの際にご確認ください。

受講までの流れ

協議会と
事前相談

協議会へ
申込書等提出

協議会から
受講承認書が届く

教習所と受講
手続きをする

受
講

講習場所

江差町字南が丘7-172 TEL(0139)52-0160
檜山地域人材開発センター「まなびっく」

申込期限

講習が始まる10日前までにお申し込み下さい。
※希望者多数の場合は事前相談受付順となります。

技能講習(募集定員)

講習日程

◇車両系建設機械(整地等)運転	(5人)	2月13日(火)~18日(日)	2日~6日間
◇フォークリフト運転	(2人)	2月22日(木)~25日(日)	2日~4日間
◇玉掛け	(4人)	2月19日(月)~21日(水)	3日間
◇小型移動式クレーン運転	(5人)	2月26日(月)~28日(水)	3日間

お申込み
お問合せ先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

(事務局) 江差町役場産業振興課商工係 TEL(0139)52-6717

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1 FAX(0139)52-0234

● 申込方法

まずは下記事務局までお問合せください。受講対象となるか確認させていただきます。その後、申込書をお渡ししますので、添付書類①②とともに事務局に提出してください。

添付書類

①身分証明書（運転免許証・健康保険証など）

②受講対象者（季節労働者）と確認できるもの

現在雇用されている方

対象条件1. 雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』の方。

①身分証明書と下記「A」「B」のいずれかを提出してください。

A. 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）・雇用保険被保険者証

B. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

現在離職中の方（対象条件2、対象条件3のいずれかに該当する方）

対象条件2. 離職直前の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』として雇用されていた方。（平成29年4月1日以降に離職された方）

対象条件3. 離職直前の雇用保険の被保険者種類が一般の被保険者（1または9）であり、失業給付の受給資格を満たしておらず、前々職の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』として雇用されていた方。（平成29年4月1日以降に離職された方）

①身分証明書と下記「C」「D」「E」のいずれかを提出してください。

C. 雇用保険被保険者離職票（1・2）

D. 雇用保険特例受給資格者証

E. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

※お預かりした個人情報は「個人情報の保護に関する法律」により、本事業の目的以外に利用しません。

受講の際の申込書類

教習の受講申し込みの際には、下記の書類等が必要となります。

1. 取得済みの免許証および修了証（講習の免除を証明するもの）の両面のコピー（自動車運転免許証、特別教育・技能講習修了証等）
2. 身分を証明するものの両面のコピー（自動車運転免許証、健康保険証他）
3. 写真（証明書用タテ30ミリ×ヨコ24ミリを**2枚**）



お申込・お問合せ先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

（事務局）江差町産業振興課商工係内

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193-1

TEL0139-52-6717

FAX0139-52-0234